

兵庫県公報

令和5年11月17日 金曜日 第466号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	5
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	5
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 令和6年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生募集（公園緑地課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	10
教育委員会規則	
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	10

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第11号）
兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校の新設に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

御津西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	横川 正	たつの市御津町岩見1062番地3
同	都倉 良太	同 市御津町釜屋240番地
同	井口 勉	同 市御津町釜屋535番地4
同	白銀 秀光	同 市御津町朝臣802番地2
同	井口 幸巳	同 市御津町朝臣363番地3
同	堀 義範	同 市御津町岩見210番地3
同	井口 淳	同 市御津町岩見66番地
同	濱 久一	同 市御津町岩見88番地
同	吉田 忠彦	同 市御津町岩見787番地

同	箕 田 孝 行	同	市御津町岩見6番地4
同	乗 鞍 勇	同	市御津町岩見1048番地
同	尾 上 勝	同	市御津町岩見959番地
同	平 野 敏 明	同	市御津町釜屋466番地
同	三 輪 学	同	市御津町釜屋304番地
同	岩 村 正 人	同	市御津町黒崎130番地
同	永 野 政 幸	同	市御津町黒崎727番地4
監 事	堀 功	同	市御津町岩見75番地
同	吉 田 忠 夫	同	市御津町岩見949番地
同	永 井 清 則	同	市御津町釜屋365番地4

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

横 川 正

都 倉 良 太

肥 塚 茂 樹

白 銀 秀 光

三 木 昌 弘

堀 義 範

井 口 淳

濱 久 一

吉 田 忠 彦

箕 田 孝 行

乗 鞍 勇

尾 上 勝

平 野 敏 明

三 輪 学

岩 村 正 人

永 野 政 幸

堀 功

吉 田 忠 夫

永 井 清 則

住 所

たつの市御津町岩見1062番地3

同 市御津町釜屋240番地

同 市御津町朝臣310番地

同 市御津町朝臣802番地2

同 市御津町釜屋404番地1

同 市御津町岩見210番地3

同 市御津町岩見66番地

同 市御津町岩見88番地

同 市御津町岩見787番地

同 市御津町岩見6番地4

同 市御津町岩見1048番地

同 市御津町岩見959番地

同 市御津町釜屋466番地

同 市御津町釜屋304番地

同 市御津町黒崎130番地

同 市御津町黒崎727番地4

同 市御津町岩見75番地

同 市御津町岩見949番地

同 市御津町釜屋365番地4

兵庫県告示第1141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

新田井堰土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

三 宅 千 秋

北 垣 裕 次

岡 田 光 行

中 島 久 規

浅 田 徹

神 尾 秀 樹

寺 谷 義 正

細 田 優

関 秋 夫

西 村 均

住 所

豊岡市梶原567番地

同 市百合地1114番地

同 市河谷861番地

同 市中谷555番地

同 市今森522番地の3

同 市駄坂594番地

同 市木内798番地

同 市大篠岡431番地

同 市清冷寺1748番地

同 市上鉢山806番地

同	岡本邦夫	同	市下鉢山301番地
同	浅田啓嗣	同	市倉見239番地の1
監事	畠中道夫	同	市立野町11番21号
同	平田三幸	同	市今森110番地の2
同	池畑一己	同	市加陽1044番地

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

三宅千秋

茨木稔

岡田光行

小島昭則

浅田徹

柿坂省二

寺谷義正

岡田富雄

岡本昭治

常田一彦

岡本邦夫

浅田啓嗣

畠中幸一

森垣庄治

池畑一己

住所

豊岡市梶原567番地

同 市百合地1142番地

同 市河谷861番地

同 市中谷931番地の1

同 市今森522番地の3

同 市駄坂553番地

同 市木内798番地

同 市大篠岡433番地

同 市清冷寺10番地

同 市上鉢山835番地

同 市下鉢山301番地

同 市倉見239番地の1

同 市立野町17番8号

同 市今森111番地

同 市加陽1044番地

兵庫県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

栗住野土地改良区

退任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

谷田尚也

谷田拓思

足立孝一

中山良男

小田繁雄

小田與四郎

蘆田富幸

細見隆一郎

蘆田覚

足立一人

蘆田剛

中山謙逸

小田八寿雄

足立文男

住所

丹波市青垣町栗住野1087番地

同 市青垣町栗住野1001番地

同 市青垣町栗住野1050番地

同 市青垣町栗住野1030番地3

同 市青垣町栗住野773番地

同 市青垣町栗住野774番地

同 市青垣町栗住野639番地

京都府福知山市東平野町6番地の16

丹波市青垣町栗住野539番地

同 市青垣町栗住野546番地2

同 市青垣町西芦田1015番地

同 市青垣町栗住野882番地1

同 市青垣町栗住野503番地2

同 市青垣町西芦田1066番地4

就任役員

役員の区分

理事

同

同

氏名

公江茂

谷田伊織

足立信弘

住所

丹波市青垣町栗住野998番地

同 市青垣町栗住野1083番地2

同 市青垣町栗住野900番地2

同	足立直之	同	市青垣町栗住野887番地
同	小田邦秀	同	市青垣町栗住野651番地1
同	岩杉元晴	同	市青垣町栗住野769番地5
同	細見廣則	同	市青垣町栗住野582番地1
同	足立晃彦	同	市青垣町栗住野619番地2
同	蘆田浩二	同	市青垣町栗住野549番地
同	芦田典之	同	市青垣町栗住野544番地2
同	蘆田裕敏	同	市青垣町西芦田1017番地
監事	蘆田梅逸	同	市青垣町栗住野631番地3
同	足立一人	同	市青垣町栗住野546番地2
同	蘆田昭治	同	市青垣町栗住野633番地



兵庫県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

高坂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	細見鈴男	丹波篠山市高坂177番地
同	野垣隆	同 市高坂173番地
同	野垣精一	同 市高坂67番地
同	野垣重文	同 市高坂170番地
同	野垣敏昭	同 市高坂242番地
監事	細見義彦	同 市高坂84番地1
同	細見正浩	同 市高坂186番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	野垣重文	丹波篠山市高坂170番地
同	野垣精一	同 市高坂67番地
同	野垣敏昭	同 市高坂242番地
同	平野健太	同 市高坂405番地
監事	谷口友弘	同 市高坂54番地
同	田村実史	同 市高坂43番地



兵庫県告示第1144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年11月2日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	長谷佃井地区	令和5年11月17日から 同年12月7日まで	神戸市役所



兵庫県告示第1145号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

高砂市荒井町新浜一丁目1600番の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第1146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05北播位置 0001号	5.11.6	小野市神明町字大年前96番2、96番3、99番2	6.0	42.34

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大屋(23) (131030135)	多可郡多可町八千代区大屋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

大屋(24) (131030136)	多可郡多可町八千代区大屋(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
俵田(4) (131030137)	多可郡多可町八千代区俵田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
俵田(5) (131030138)	多可郡多可町八千代区俵田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤坂(5) (131030139)	多可郡多可町八千代区赤坂(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和5年11月27日(月)から同年12月11日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和5年12月11日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和6年2月9日(金)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大屋(23) (131030135)	多可郡多可町八千代区大屋 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大屋(24) (131030136)	多可郡多可町八千代区大屋 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
俵田(4) (131030137)	多可郡多可町八千代区俵田 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

俵田(5) (131030138)	多可郡多可町八千代区俵田 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
赤坂(5) (131030139)	多可郡多可町八千代区赤坂 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和5年11月27日(月)から同年12月11日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和5年12月11日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和6年2月9日(金)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャンボスクエア川西
所在地 川西市栄町813番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	大久保 恒 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都北区赤羽二丁目1番1号	大久保 恒 夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	大久保 恒 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社西友	東京都北区赤羽二丁目1番1号	大久保 恒 夫
株式会社チョダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町 野 雅 俊
株式会社関西エコー 外4者	大阪市天王寺区小橋町2-1	伊 藤 豊

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	大久保 恒 夫
株式会社チョダ 外4者	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町 野 雅 俊

4 変更年月日

令和5年5月8日 ほか

5 届出年月日

令和5年9月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年11月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年3月18日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西友多田店

所在地 川西市緑台五丁目1-108

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	大久保 恒 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都北区赤羽二丁目1番1号	大久保 恒 夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	大久保 恒 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都北区赤羽二丁目1番1号	大久保 恒 夫
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	大久保 恒 夫

4 変更年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年9月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年11月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年3月18日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



令和6年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和6年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 募集人員

5名

2 申込資格

社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月の間で選択する。

4 申込手続

(1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）

ただし、自営の者は不要

(2) 申込書類の配布

兵庫県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を兵庫県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 申込受付開始日

令和5年12月15日（金）

(4) 締切日

研修希望期間の初日が属する月の3箇月前の月の15日（土曜日、日曜日及び祝日と重なる場合は前日とする。郵送の場合は、簡易書留とし、締切日に必着とする。）

(5) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校

5 選考方法

(1) 一次審査 書類審査

研修希望期間の初日の2箇月前（土曜日、日曜日及び祝日と重なる場合は翌日とする。）までに、書類審査の結果を通知する。

(2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校

ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する（面接後、1箇月程度）。

6 申込みについての問合せ先

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課
電話番号 (0799) 82-3455（平日午前9時から午後5時まで）
ファックス番号 (0799) 82-3124
電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市曾根町字大開3038番7、3038番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市夢前町菅生潤518番地の4
株式会社昇産業 代表取締役 池内松夫

3 許可年月日及び許可番号

令和5年6月14日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-11号（5高砂）

教育委員会規則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月17日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第11号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校	本校	知的障害者
--------------------	----	-------

別表第2 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校	本校	高等部	本科	普通科
--------------------	----	-----	----	-----

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。